

2023年2月16日

各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
株式会社 アドウェイズ  
代表取締役 山田 翔  
(コード番号：2489 東証プライム市場)  
問い合わせ先：  
上席執行役員 管理担当 田中 庸一  
電話番号 03(5331)6308

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年3月23日開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

##### ① 場所の定めのない株主総会に関する変更

2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、上場会社において、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、定款に定めることにより、株主総会を場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)として開催することが可能となりました。当社におきましては、遠隔地の株主の皆様を含め、より多くの株主の皆様が株主総会へ出席しやすくなり、株主総会の活性化・効率化につながるとともに、感染症の拡大や自然災害等へのリスク低減を図ることができることから現行定款第12条を変更するものであります。

なお、当社は、上記の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2023年1月4日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### ② 取締役の員数の変更

今後の事業規模拡大及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条の取締役の員数を7名以内から9名以内に変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集及び招集地)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内において招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第19条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p>(招集及び招集地)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内において招集する。<u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第17条 (現行通り)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は9名以内とする。</p> <p>第19条～第47条 (現行通り)</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2023年3月23日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 ：2023年3月23日

なお、上記の内容については、2023年3月23日開催予定の第23期定時株主総会において承認されることを条件といたします。

以 上